

いささか旧聞に属するが、昨年の秋、不動産の登記事務を市町村の事務とすることについての意見を求められ、日本弁護士連合会の中で、かなり真剣な議論が展開された。当初は、「登記事務は国として統一的に処理すべきものであるから、現行通り、国（法務省・法務局）において処理すべきである」という趣旨の意見書を提出すれば良いと簡単に考えていたのであるが、「戸籍事務を見ればわかるように、国として統一的に処理すべき事務であるということと国が直接処理しなければならぬということには論理的なつながりがない」という指摘がなされたことから、普段は余り関心のない地方自治とその実態について掘り下げて考えざるを得なくなり、事はそう簡単ではないことに多くの弁護士が気づくこととなった。曰く、事務の地方移管というが、それは法定受託事務としてか、自治事務としてか、事務処理の裏付けとなる財政措置は、交付税なのか、補助金なのか、負担金なのか等々。

新政権が改革の一丁目一番地だという地域主権改革であるが、「主権

とは何事かということ、関連法案から「主権」の文字がなくなるということだ。確かに、本来の主権というものは、統治権そのもの又は統治の主体を意味するものだから、一つの国内に部分的な主権を認めるということは連邦国家にするという意味にも受け取られかねない。地域主権という言葉を使っている人たちがこのようなことを考えているとは思われぬが、理屈を言われると説明が難しい用法ではある。しかも、現実に地域主権という言葉の下でなされている議論を見聞すると、地方公共団体への権限委譲とか、出先機関の整理など、従来地方分権という言葉で論じられていたものと大差ないようにも思われる。

ともあれ、国の出先機関を廃止して、その権限を具に移管するとか、法律による規制を緩和して地方公共

続\*弁\*護\*士\*月\*記

2

## 地域主権考

橋本 勇

団体の裁量の幅を広げるといふ考え方が出されるたびに、地域間の不均衡が生じるとか、シビルミニマムの確保ができなくなるといふ批判の聲が上がる。しかし、憲法が定める「地方自治の本旨」といふのは、各地方公共団体が異なる施策を展開すること、すなわち、各地方公共団体が提供する行政サービスの水準が異なることを当然の前提とした概念であるはずだ。自治体は国に依存することなく自立すべきであるなどという主張も、自治体という言葉によつて、国が設けた地方公共団体とは異なる自立的な統治主体であることを強調し、独自の判

断による（他とは異なる）施策を実施すべきであることを主張するものである。シビルミニマムというのでも、各地域の市民にとつての最低水準であり、全国平均の国民にとつてのものではないのだからと思う。

かつて、庭先の道路の舗装を国会で、国の安全保障を地方議会で議論

しているとされた時代があった。国と地方の役割の違いを理解していいと言ってしまうは、それまでであるが、現実の地方行政は、法定受託事務だけでなく、自治事務とされているものの中にもその内容が法律で詳細に定められたものがあり、補助金の交付要綱でがんじがらめにされているものがある一方、嘉手納基地の問題にみられるように、明らかに国の事務であつても、地元の地方公共団体の首長や議会の意向を無視しては一步も進めることができないものも少なくない。地方自治には、団体自治と住民自治の二つの面があるという古典的な説明があるが、国から完全に独立することは不可能であり、通信、移動手段の発達した社会において、住民が地域ごとに自由に決めることができることにも限界がある。

地域主権といい、地方分権というも、それは、地域ごとに異なる行政水準の受け入れと財政力に裏打ちされた強い権限をもった法主体を認めることであり、それを推進しようという論者にどこまでの覚悟があるのかが問われている。

（弁護士